

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により，特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定するので，建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）第4条の11の規定により告示します。

2005年（平成17年）12月1日

福山市長 羽田 皓

1 中間検査を行う区域  
福山市全域

2 中間検査を行う期間  
2006年（平成18年）1月1日から2020年（平成32年）12月31日まで

3 中間検査を行う建築物の構造，用途又は規模  
新たに建設する一戸建ての住宅の1の住戸（住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の1/2以上であるもの又は50㎡を超えるものを除く。）とする。

4 指定する特定工程  
次の表の中欄に掲げる構造の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に掲げる工事を特定工程とする。ただし，同表の右欄に掲げる工事を2以上の工区に区分して施工する場合は，最も早期に施工する工区の工事を特定工程とする。

項	建築物の構造	指定する特定工程
1	木造	壁又は筋かいを入れた軸組みの設置工事
2	鉄筋コンクリート造	2階のはり及び床（平家については，屋根床版）の配筋工事（配筋工事を現場で行わないものは，2階のはり及び床版の取付け工事）
3	鉄骨鉄筋コンクリート造	
4	鉄骨造	1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事
5	その他の構造	2階の床の工事（平家については屋根の工事）
6	1の項から5の項までの構造の区分のうち2以上の構造区分にわたる構造	該当する構造区分に応じた特定工程のうち，最も早期に施工する工事

5 指定する特定工程後の工程  
次の表の中欄に掲げる構造の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。

項	建築物の構造	指定する特定工程後の工程
1	木造	壁の外装工事又は内装工事（構法上やむを得ない部位の外装工事又は内装工事を除く。）
2	鉄筋コンクリート造	2 階の床及びはり（平家については、屋根床版）のコンクリート打込み工事（コンクリート打込み工事を現場で施工しないものについては、壁の外装工事又は内装工事）
3	鉄骨鉄筋コンクリート造	
4	鉄骨造	鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事（構法上やむを得ない部位の外装工事又は内装工事を除く。）
5	その他の構造	壁の外装工事又は内装工事（構法上やむを得ない部位の外装工事又は内装工事を除く。）
6	1 の項から 5 の項までの構造の区分のうち 2 以上の構造区分にわたる構造	4 の表の 6 の項に掲げる工事に係る構造に対応する 1 の項から 5 の項までの構造の区分に応じて右欄に掲げる特定工程後の工程の工事

## 6 適用の除外

法第 18 条第 2 項又は法第 85 条の適用を受ける建築物については、この告示の規定は適用しない。

## 7 福山市告示第 368 号の廃止

(1) 2005 年（平成 17 年）12 月 31 日をもって、2002 年 福山市告示第 368 号は廃止する。

## 8 経過措置

(1) この告示の規定は、2 に定める期間内に法第 6 条第 1 項の規定により確認の申請書を提出する建築物及び法第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物（4 に指定する特定工程に係る工事を終えるまでに法第 6 条第 1 項の規定による計画の変更の確認に係るものを提出するものを含む。）並びにこれらの手続によらず 2 に定める期間内に 4 に指定する特定工程に係る工事を終える建築物（次号に規定する建築物を除く。）に適用する。

(2) 2 に定める期間前に、法第 6 条第 1 項の規定により確認の申請書が提出された建築物（1999 年（平成 11 年）4 月 30 日以前に当該申請書が提出されたものを除く。）及び法第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認を受けるための書類が提出された建築物で、当該申請に係る工事が従前の省令第 4 条の 11 の規定による告示の指定した特定工程を含み、かつ、2 に定める期間前までに当該特定工程に係る工事を完了していない建築物（4 に指定する特定工程に係る工事を終えるまでに法第 6 条第 1 項の規定による計画の変更の確認に係るものが提出されたものを含む。）については、当該告示の規定は、なおその効力を有する。

(3) 2006 年（平成 18 年）1 月 1 日から 2011 年（平成 23 年）12 月 31 日までの間に、法第 6 条第 1 項の規定により確認の申請書が提出された建築物及び法第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認を受けるための書類が提出された建築物については、同年 11 月 8 日福山市告示第 705 号による改正後の 3 及び 5 の規定にかかわらず、なお従前の例による。